

随意契約の公表(水道局)

物品・修繕等

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
定山溪浄水場沈降傾斜装置修繕	平成28年1月28日	ワセダ技研(株) 札幌営業所	1,682,640	<p>本修繕の対象となる定山溪浄水場の沈降傾斜装置は、ワセダ技研株式会社が製作・納入据付したものであり、浄水プロセスにおいて極めて重要な役割を果たす設備である。</p> <p>沈降傾斜装置設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検とその結果に基づく補強と整備を的確かつ迅速に行わなければならない。</p> <p>本修繕にあたり、製造業者である左記業者に当該設備の診断を依頼した結果、当該設備の経年劣化は進み、大きく歪みが生じている状況であることが判明した。そのため、当該設備を破損させることなく設備に合致した専用の金物を製作、取付けしなければ補強は不可能であり、当該設備の構造及び劣化状態を詳細に把握している業者でなければ修繕できない。</p> <p>左記業者は、当該設備の製造業者であり、設計・製造に関する詳細なデータや当該設備の状態を把握していることから、左記の条件を満たす唯一の業者であるため、特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場
石山東配水池電動流入調節弁修繕	平成28年2月3日	(株)クボタ 北海道支社	1,998,000	<p>本修繕の対象となる石山東配水池の電動流入調節弁設備は、(株)クボタが製造・納入・据付したものであり、池の運営及び維持管理において重要な役割を果たす設備である。</p> <p>本修繕は経年劣化により電動流入調節弁電動機内部の絶縁抵抗の低下が顕著となったため、電動機の修繕を行い、電動流入調節弁設備の機能回復を図るものである。また本修繕において池の円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確かつ迅速に経年劣化した部品の交換が必要不可欠となる。</p> <p>本修繕にあたっては、弁を動作させるためのバルブコントローラー等のギヤの歯当りやトルクスイッチの設定などの調整を行う必要があるが、製造データを公開しておらずそのバルブにあった調整等が可能であるのは、製造業者である(株)クボタのみであり、他者では履行不可能である。</p> <p>標記業者は、当該電動流入調節弁設備の製造業者であり、左記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	配水センター
定山溪取水場土砂吐き・取水ゲート整備修繕	平成28年3月10日	(株)IHIインフラ建設 北海道支店	2,376,000	<p>本設備は河川の一部を堰き止め、河川水を取入れる役割を担うものである。その設備の開閉操作が不可能となった場合、浄水処理が滞る恐れがあることから、本設備を整備し機能回復を図る必要がある。</p> <p>本修繕の対象機器は(株)栗本鐵工所が製作したものであるが、メンテナンスに関しては上記業者に移管されている。</p> <p>本修繕では、製作メーカーの技術基準に基づいた点検整備や良否判断が必要である。また、ゲート開閉装置のギヤの歯当たりやスイッチ類の設定には、それぞれのゲートにあった調整が不可欠であり、調整時に必要な許容範囲値や設計・製造時のデータを保有しているのは左記業者のみである。したがって、本修繕は左記業者でなければ実施することはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場

随意契約の公表(水道局)

業務委託

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
電話受付システム用端末機器等設定業務	平成28年1月29日	日本ユニシス(株)北海道支店	961,200	受付システムは当該受託者が著作権を保有していること、また緊密に連携した複雑なシステム全体の整合性を保ちつつ移行開発を行うことができるのは、当該受託者のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	中部料金課
クレジット収納用端末及びHT検針システム用端末の設定業務	平成28年2月5日	日本ユニシス(株)北海道支店	1,015,200	本業務は、クレジット情報処理代行会社とクレジット収納に係るデータを授受するクレジット収納用端末(2台)および、検針業務に使用するHT(ハンディターミナル)検針システム用端末(7台)の機器更新に伴う、初期設定・動作検証・通信テスト等を行う業務である。 本業務を遂行する条件として ①複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること。 ②本業務に係るプログラムを稼働中のシステムに結合する際に、既存プログラムとの整合を確実に進められること。 ③障害発生時には、業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。 左記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っており、上記条件の全てを満たし、本業務を遂行できる唯一の業者であることから、左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業課
水道記念館展示物等設計業務(企画競争)	平成28年3月15日	(株)乃村工藝社北海道支店	5,940,000	当業務は、企画内容の良否が第一義であり、企画の提案には高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とする。このことから、本件は競争入札には適さないため、公募の企画競争による選考の結果、最も審査内容に合致している案を提示した左記業者と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	庶務係
財務会計システム維持管理業務	平成28年3月3日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道	7,724,160	本業務は、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道製の財務会計システムの運用支援や障害時の復旧作業等の保守を実施するものである。この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。 また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道の1社しか存在しない。 このことから、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	財務課
水道記念館展示装置等保守点検業務	平成28年3月7日	(株)乃村工藝社北海道支店	4,914,000	当該展示装置機器は、左記業者が企画・製造・設置者であり、機器装置などの動作制御方式や演示・演出などのソフトは、主制御システムによって複合的にコントロール作動させている。これらソフト及びシステムは一般共通のものでなく、特注により製作されたものであり、製造者でなければその仕様及びプログラムの詳細を知りえない。 また水道記念館は土・日・祝日を問わず、多数の一般市民が利用するものであり、安定した動作と安全性の確保が不可欠である。そのためには円滑な保守管理と故障等緊急時の対応が重要であるが、他社では適合部品の調達や性能評価が的確でなく、緊急時に迅速な対応を行うことが不可能であり、来館者の安全性に多大な影響を及ぼす恐れがある。 これら条件を満たすサポート体制が確立している上記業者以外に施行することは不可能であるため、随意契約とした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	庶務係
水道記念館管理運営業務(企画競争)	平成28年3月4日	(一財)札幌市水道サービス協会	36,457,560	当業務は、企画内容の良否が第一義であり、企画の提案には高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とする。このことから、本件は競争入札には適さないため、公募の企画競争による選考の結果、最も審査内容に合致している案を提示した左記業者と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	庶務係
水道料金等のクレジット収納に係る情報処理業務(単価契約)	平成28年3月14日	GMOペイメントゲートウェイ(株)	8,007,120	当業務は、クレジットカード支払い申込書の情報をもとに、データベース化し、クレジットカードの有効性確認、請求・収納などのクレジット収納関連情報の授受及びデータの一括処理を当局と各クレジットカード会社の間で継続的に行う業務である。また、個人情報の保護や情報セキュリティの観点から、当局では、クレジットカード番号等の情報を保持しない方式としているため、10万件にも及ぶ申込書等の管理・保管業務も行うこととしている。 当業務の履行する条件として、個人情報の厳重な管理体制の確立はもとより、当局の保有する上下水道料金オンラインシステムのデータ構成(登録・請求・消込等)及び電算スケジュール等の仕様に対応できる情報システムを構築し、当局と各カード会社との間でデータ授受が確実に進められ、事故・障害が発生しても迅速に対応できることが必須である。 左記業者は、クレジット収納業務開始当初から当業務を受託しており、当局の仕様に対応できる情報処理システムを所有している唯一の業者である。このことから、全ての条件を満たし、当業務を安全、かつ、継続的に履行できるのは、左記業者以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業課

水道メーター検針等業務(単価契約)	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	464,106,225	<p>ア 本市は冬期間の凍結防止のために水抜き装置が設置されており、装置地下部分のゴムパッキンの劣化により漏水事故が発生することから、検針員は給水装置等に関する基本的な知識が必要となり、簡易な漏水調査等の特殊な業務が存在する。</p> <p>イ 冬期間は積雪等の影響により検針ができないことから、概算水量で料金を請求するため、雪解け後の検針時には、使用状況の変化(世帯人員及び季節的な増減等)に伴い、使用水量の過多・過少が発生し、市民への説明が必要となる。</p> <p>ウ 本市は積雪寒冷地であるため、他都市と比較して水道メーターの埋設深度(他都市は15cm～30cm、本市は約65cm)が深いことから、指針確認の困難性が高く、春先には雪解け水などの流入により、水中検針器を使用する必要があるなど、他都市にはない地域特性がある。</p> <p>上記のとおり、本市検針業務は他都市にはない業務の特性があることから、長年にかけて、検針業務全般に係る技術(水中検針器の操作、水抜き装置の漏水調査、メーター凍結の対応等)や知識(概算水量に伴う料金精算、苦情処理等の対応、漏水減額・水量の過多過少チェック等の起票、確認方法等)など、上記事業者へ水道局職員を派遣しノウハウの継承を進めてきた。</p> <p>この結果、左記事業者は、検針業務は勿論のこと、直接市民と接する機会が多く、水道事業に係る各種相談にも応じており、給水装置等の故障などの場合は、簡易的に調査を行ったうえで、指定給水装置工事事業者を紹介するなど、これまで培ってきた豊富な実績と経験に基づくその業務内容は、市民から高い信頼を得ている。</p> <p>検針業務は、平成24年8月から民間事業者へ委託を開始したが、本市の地域特性から、業務履行の安全性を確保し、業務の停滞や市民サービスの低下を招かぬよう実施するため、当業務の民間事業者への委託拡大については、急激的ではなく、段階的に行うことが必要である。</p> <p>このことから、民間事業者への委託における検針業務のリスク分散、異常時対応などの観点から、現時点で、安定的に業務が履行でき、民間事業者の補完的役割が担える事業者は、これまで確実に業務を履行してきた(一財)札幌市水道サービス協会以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	営業課
上下水道料金督促収納等業務(総価+単価契約)	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	117,991,296	<p>業務の特性</p> <p>当該業務は、料金の未納者に対し納期内納付の指導により、未納発生抑制を図ることを目的としており、未納者との折衝において様々なトラブル発生要因があることから、メーター検針行程と収納サイクルの関係や口座振替制度における振替日選択制度の説明など、本市の料金制度全般に渡る知識が必要である。また、冬期間、積雪のためメーター検針が不可能なことから概算請求分が未納となった場合、雪解け後のメーター検針の際に、概算請求分の過不足の精算を行う旨の説明や、このことによる使用水量の過多・過少に関する苦情や問い合わせについて使用者への確かな説明を行うには、これら本市の料金制度や積雪寒冷地といった諸事情に関する知識の習得が求められる。</p> <p>業者の特定</p> <p>当該業務は、本市の料金制度全般に渡るノウハウや、積雪寒冷地といった地域特性を踏まえ総合的に適切且つ確実な遂行を必要とするものである。左記業者は、本市水道事業の合理的運営と市民福祉の向上に寄与することを目的として設立した財団法人であり、昭和54年の設立当初から蓄積された様々なノウハウの活用により、これまでの高い収納率(99%台)の確保に貢献している。以上のことから、札幌市の水道事業において専門知識及び技術を有する唯一の団体である(一財)札幌市水道サービス協会を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	営業課
新設登録調査業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	14,450,400	<p>本業務は、新設工事の給水装置工事検査後の情報をもとに、水道料金の調定や徴収の根幹となる給水装置及び使用者情報等の現地調査を行い、データを起票のうえ上下水道料金オンラインシステムに登録する業務である。</p> <p>本業務の履行に当たっては、給水装置等の現地調査のほか、給水装置工事検査員、施工業者、使用者等から多数の情報収集を行うとともに、使用者等からの多岐にわたる問合せなどに対して、十分な知識と適切な対応が求められるため、検針業務はもとより、料金徴収業務や給水装置工事など本市水道事業全般の知識を有することが不可欠である。</p> <p>左記業者は、長年にわたり本市の検針業務や督促収納業務を受託しており、その豊富な実績と経験に基づき、積雪寒冷地である本市水道事業の特殊性や業務内容を十分理解しており、また、平成25年度からは、本業務と密接に関連する給水装置工事検査業務を受託しており、組織的に本業務と連携することにより業務の効率化が図られる。</p> <p>以上のことから、本業務の受託者として必要な上記の要件を満たし、円滑かつ適切に業務を遂行できる唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	営業課
水道局じん芥収集運搬業務(単価契約)	平成28年3月24日	(一財)札幌市環境事業公社	3,957,102	<p>左記業者は、札幌市において、じん芥収集業務を許可されている唯一の業者であるため。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物収集運搬業者としての許可) (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	庶務係

水道局収納金集金業務	平成28年3月22日	(株)北海道銀行	8,802,000	<p>水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭は水道局会計規程第29条の規定により、収納した日もしくは翌日までに収納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>過去には、収納取扱金融機関の派出所が水道局各庁舎内に配置され、金銭の払い込み及び入金処理が円滑に行われていたが、撤退したことにより、金銭を庁舎外の金融機関に払い込まなければならないようになった。払い込み後において迅速に水道局の収入とするには、各庁舎単位で収納取扱金融機関の事務センターに直接持ち込む必要があり、事故防止の観点から複数名職員で運搬しなければならない。</p> <p>また、水道局各庁舎で領収した収納金と収納原符の取りまとめ及び払い込みを一括して委託することで、個人情報漏洩防止及び一連の業務として効率化を図ることができ、職員配置や経費面等事務効率の観点から、専門業者に委託することが合理的であり、安全性も確保される。</p> <p>左記業者は、札幌市水道局と収納取扱金融機関として複数年の契約を結んでおり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等全ての収納金及び収納原符を取りまとめ、読み取り処理及び磁気テープ加工まで一連の業務を行っている。</p> <p>これらのことから、当局の仕様に沿って指定期日までに安全確実に払込業務を遂行できる唯一の業者である株式会社北海道銀行を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	営業課
水道局本局庁舎エレベーター設備保守管理業務	平成28年3月18日	三菱電機ビルテクノサービス(株)北海道支社	1,598,400	<p>本局庁舎のエレベーター設備は三菱電機(株)製を採用しており、左記業者は同メーカーの唯一の保守管理業者である。</p> <p>本業務のエレベーター設備は、左記業者が作成、納入したもので、保守点検はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が的確でない。また本エレベーターは一般市民や多数の業者も使用し、故障等の際には迅速な対応が求められる。</p> <p>これらの条件を満たすサポート体制が確立している左記業者以外に施行することは不可能であるため特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	庶務係
上下水道料金オンラインシステム等運用保守業務	平成28年3月28日	日本ユニシス(株)北海道支店	56,894,400	<p>当業務は、上下水道料金業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運行させるために必要なものであり、安定した業務運用、万が一障害が発生した場合には、迅速・確実な対応が求められる。また、本システムは平成25年7月にサーバ機器更新(OS及びミドルウェア等の更新含む。)に伴うアプリケーションの移行を終えたシステムであり、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。</p> <p>左記業者は、本業務の製作者で、サーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を実施した業者であり、サーバ機器運用に係る基盤システムについて、著作権を有しており、これまでの豊富な運用実績から、本システムの情報資産、動作環境に精通している唯一の業者である。</p> <p>左記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析、習得に膨大な作業・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかである。</p> <p>以上より、本システムの重要性・影響範囲の広さから、リスクを最小限に抑えることが必須であるため、左記業者に特定することとする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当)</p>	営業課
統合サーバ機器ハードウェア及びソフトウェア保守業務	平成28年3月28日	日本ユニシス(株)北海道支店	34,395,840	<p>本業務は、統合サーバ機器のハードウェア及びソフトウェアの設定・調整及び保守を行うものである。本サーバは7つの業務システムを運用しているサーバであるため、保守においてはそのハードウェア構成についての動作を熟知するとともに、7つの業務システムの動作を含めたシステム全体について把握している必要がある。また、統合サーバは上下水道料金システムとシステム間のデータ連携等で密接に関係しているため、障害等発生時の対応では上下水道料金システムに関する知識も必要となる。</p> <p>左記業者は、統合サーバの機器納入業者かつ構築業者であるため、サーバの詳細について熟知し、システム全体についても把握をしている。また、上下水道料金システムの構築および保守も行っているため、上下水道料金システムについても熟知している。</p> <p>これらの条件を満たす者は他にないことから、左記業者を特命とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当)</p>	財務課
水道局本局庁舎空調自動制御設備等保守管理業務	平成28年3月22日	ジョンソンコントロールズ(株)北海道支店	2,181,600	<p>空調設備は、建物全体の空気の温度、湿度、清浄度を良好かつ適切に保つために設置されており、そのうち自動制御機器は、外気温などの外部負荷や室温、湿度を検出し、冷暖房、換気等各設備の運転調整を自動で操作するための機器である。</p> <p>空調設備全体の構成と空調システムの運転方式は建物ごとに独自に設計されているものであり、これらの制御を行う自動制御機器の保守管理や故障時の対応には、製造メーカーのみが保有している技術やデータが必要となる。</p> <p>本局庁舎の自動制御機器はジョンソンコントロールズ(株)製であり、左記業者は当該機器に係る技術やデータを保有している道内唯一の業者であるため特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	庶務係
上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務(単価契約)	平成28年3月29日	(株)北海道銀行	4,459,136	<p>収納取扱金融機関等の窓口や口座振替で支払われた収納データについては、上下水道料金オンラインシステムへ収入日等を早期に反映させるため、当局の電算処理に沿って指定期日までに収納データの読み取り及びシステムへの取込が可能な収納データの作成を行う必要がある。また、取りまとめた収納データには、住所・氏名のほか、口座番号・支払い金額等の重要な個人情報が多く含まれており、これらの収納データを適正に管理、保護する必要がある。</p> <p>このため、収納原符の取りまとめから収納データの読み取り、収納データ作成までの一連の業務を同一業者に一括委託することで、収入確認の最短化と、未収金に係る収納業務の効率化につながるのと同時に、個人情報の保護が図られる。</p> <p>左記業者は、当局の収納取扱金融機関であり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等のすべての収納金及び収納原符の取りまとめを行っており、本業務を一括して履行できる唯一の業者であることから、上記業者を特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	営業課

札幌市水道局職員健康診断業務(単価契約)	平成28年3月29日	札幌市職員共済組合	9,366,062	<p>本業務は、労働安全衛生法第66条等の関係法令に基づき、水道局職員に対し健康診断を行うものである。</p> <p>本局の健康診断は、受診職員数が多数に上りかつ、健診区分及び検査項目についても多岐にわたる。加えて、年間を通じた健診の実施、1日で必要な健診を終えることができるよう、一般健診と特殊健診等を同日に実施することなど、全ての職員が受診しやすい実施体制が求められる。</p> <p>左記団体は、札幌市職員(組合員)の健康管理を一元的に実施することを目的に健康管理センターを設置し、平成8年度から現在の体制で健康管理を実施してきているが、本局の実情に応じた柔軟な実施体制が確立されており、本局職員の健診受診率は例年高い水準を保持している。</p> <p>また、健康管理センターにおいては、個々の健診結果に応じた事後指導、各種検査結果の統計に基づいた健康教育を行っているが、これらのことを効果的に実施するために、同一の基準及び方式に基づいた健診結果をもとに、健康状態の特性及び検査結果数値等の経年的データ収集が可能な体制が組まれている。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	職員係
西野浄水場自家発電設備点検業務	平成28年1月28日	東芝電機サービス(株)北海道支店	1,663,200	<p>本業務の対象機器である自家発電設備は、西野浄水場に設置された停電時のバックアップ設備であり、浄水処理には必要不可欠な重要な設備である。</p> <p>本業務は自家発電設備全体の点検・計測・調整及びエンジン系統の分解清掃・消耗部品を交換し、組立後の運転調整及び性能確認作業により総合的な機能回復を行い、機器の故障を未然に防ぐための予防保全を図るものである。</p> <p>当該設備は(株)東芝が設計・製造・納入したものであるが、点検整備に必要な技術・資料については製造メーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、製造メーカー若しくはその保守業務を移管された業者でなければ入手することができない。また、点検整備後のメーカー保証を受けるためにも同様であることから、(株)東芝から業務移管を受けた左記業者以外では行うことはできない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	藻岩浄水場
土木工事設計積算システム改良業務	平成28年1月28日	東芝ソリューション(株)北海道支社	2,840,400	<p>土木工事設計積算システムは、財政局工事管理室が保守管理を行っており、同システムを開発し著作権を持つ東芝ソリューション(株)北海道支社が運用及び維持管理業務を受託しております。</p> <p>このことから、維持用単価及び単価契約システムは、土木工事設計積算システムを用いなければ更新等の作業ができないため、東芝ソリューション(株)北海道支社を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	計画課
西野・宮町浄水場計装設備点検業務	平成28年2月12日	美和電気工業(株)札幌支店	1,242,000	<p>本業務の対象機器である計装設備は、浄水場の運転制御を行うための重要設備であり、24時間連続稼働している。</p> <p>これらの保守業務を行うには、当該設備の専門知識・技術力を必要とし、過去の保守データを保有していなければ、機器の劣化診断ができず、かつ、24時間連続稼働している浄水場の運転に、支障の無いよう点検を行うためには、浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければならない。</p> <p>当該設備は、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、道内で唯一の総代理店である美和電気工業(株)が納入施工したもので、メーカー独自の技術開発に依る部分が多く、美和電気工業(株)以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価は不可能である。</p> <p>さらに、計装設備の異常や故障などの緊急時には、休日・夜間を問わず、迅速に対応が可能な技術者を常に配置しておかなければならない。</p> <p>以上の理由から、これらの条件を満たす業者は他には無い。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	藻岩浄水場
維持用単価契約積算・管理業務	平成28年2月18日	東芝ソリューション(株)北海道支社	2,073,600	<p>本業務は、開発者である東芝ソリューション(株)が開発者であり、著作権を所有している。また、その運用維持管理業務も委託されている業者であることから、業者の特定を行っている。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課
水質情報管理システム保守点検業務	平成28年3月7日	富士通エフ・アイ・ピー(株)北海道支社	1,512,000	<p>本システムは自動水質計器で測定された水源・給配水等の様々な水質情報を、中間サーバーを経て収集・データベース化し、これらを情報処理することにより、常時水質監視等を行うシステムである。</p> <p>上記業務は、本システムの主要部分を構成するサーバ及びソフトウェアの定期的な点検整備、良否判断、不具合発生時等の対応を行うものである。</p> <p>本システムのソフトウェアは著作権法で保護され、富士通エフ・アイ・ピー(株)がパッケージソフトウェアを本市用にカスタマイズしたものである。また、財務課所管のサーバ機器に当該業者がソフトウェアを組み込み、設置・設定作業を行っているため、本システムのプログラム構造や、データベースサーバにデータを受け渡している中間サーバ(他社サーバ)との連携方法等は当該業者以外には知りえない情報である。</p> <p>さらに、本システムに不具合が生じた場合には常時水質監視ができなくなり、水道水質管理に影響を与える恐れがあるため、本システムの不具合発生時においては、迅速かつ信頼性のおける復旧作業を行う必要がある。</p> <p>従って、上記業務は本システムについて熟知・精通している当該業者しか行うことはできない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	水質管理センター
給配水管管理システム保守管理サポート業務	平成28年3月7日	株式会社アドバンスシステムズ	36,871,200	<p>本業務は給配水管管理システムの保守管理サポートであり、このシステムを熟知している必要がある。当該システムは同社の所有するライセンスのみで運用することができ、本業務を行うことのできる唯一の業者である。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当)</p>	給水課
デジタルカラー複合機保守業務(単価契約)	平成28年3月11日	富士ゼロックス北海道(株)	1,451,520	<p>当該機器の保守は、故障時等における即時対応が必要となり、円滑に部品等の調達も行えることが条件となることから、その構造及び機能特性を熟知している製造メーカー又は保守代理店以外では、取り扱うことのできない業務であるため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	計画課

貯蔵品管理等業務	平成28年3月28日	札幌市管工事業協同組合	79,920,000	<p>本業務は、市民生活の重要なライフラインである上水道施設に使用する資材の在庫・入庫管理、水道事故の際に必要な資材の確保及び緊急出庫を24時間体制で行っている。</p> <p>また、緊急出庫に伴う他工事との調整や、不足した場合の代替案の提供を24時間対応するため、水道工事及び資材についての知識や経験のない組織では、本業務の円滑かつ機動的な対応は困難である。</p> <p>左記団体は、札幌市内の水道工事を行う企業が参加しており、知識と経験が豊富な人材が在籍している。水道事故等に24時間体制で対応できる唯一の団体である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課
給配水管維持管理業務(総価+単価契約)	平成28年3月28日	札幌市管工事業協同組合	総価124,200	<p>本業務は、閉庁時に発生した水道施設の事故への迅速な初期対応及び応急措置等を行うとともに、給配水管の公道漏水の復旧などの緊急対応を行うものである。</p> <p>左記団体は、水道施設の維持管理に関する高い技術、経験を有するとともに、24時間365日の緊急出動が可能であり、大規模な水道施設事故の復旧作業にも対応できるのは左記団体以外にはない。また、左記団体は、官公需適格組合を取得しており、年間の業務委託量に対し効率的な対応が可能な唯一の団体である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課
水道局配水施設等維持管理業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	78,498,720	<p>本業務は、市民に水道水を供給する配水施設の安定的な運転の維持を目的としており、その業務内容は送・配水施設(ポンプ場・配水池等)の受配電設備・機械設備・計装設備等の設備の日常点検を主たる内容としているほか、高区施設の運用状況を踏まえたポンプ設備・自家発電設備の運転停止切り換え操作、各機器の運転状態の的確な適否判断、配水池等での残塩測定、軽微な修繕作業など、土木・建築・電気・機械分野等の多岐に渡っている。このため、業務の円滑な履行には、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>①送・配水施設の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、送・配水施設の維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(浄水、配水、給水等)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。</p> <p>②常に技術向上及び事故防止に努め、緊急時に対応を行える体制を有していること。</p> <p>③本市水道事業に貢献する使命感と当局に対する理解があり、常に協力、連携関係を維持できること。</p> <p>④委託期間中業務が不断かつ確実に履行される必要があり、事業の継続に対する信頼性が高いこと。</p> <p>また、水道事業の使命は、安全で安心な水道水を安定して供給し続けることであり、本業務はその礎となるものであるため、水道局と強固な連携のもと、継続的に履行される必要がある。当該一般財団法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。また、平成8年度より本業務を受託しており、本業務に必要な知識、長期経験によって得られる不測時の迅速な判断能力および事前予知などのノウハウ、さらに施設が不良の際に影響を及ぼす配水範囲や配水量の特徴などを含めた総合的な知識を十分に有している。</p> <p>以上のことから、当該一般財団法人は本業務に必要である上記条件を全て満たしており、適切且つ確実に遂行できる団体は、当該一般財団法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	配水センター
西野・宮町浄水場管理業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	138,399,840	<p>本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「運転管理」及び「施設・設備の維持管理」を行うものである。浄水場には多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。このため「運転管理」及び「設備・施設の維持管理」からなる「浄水場管理業務」は浄水処理の成否を決め、本市の水道事業における基幹的な業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>①浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。</p> <p>②常に技術向上及び事故防止に努め、緊急時に適切な対応を行える能力・知識を有していること。</p> <p>当該財団法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。また、平成16年度より本業務を受託しており、施設・設備の不備が運転管理ひいては浄水水質に与える影響を十分に認識できる能力を備えており、不測時の迅速な判断能力や事前予知のノウハウなど総合的な知識を十分に有した高い信頼性を得ている。</p> <p>以上のことから、当該財団法人は本業務に必要である上記条件を全て満たしており、適切且つ確実に遂行できる団体は、当該財団法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	施設管理課

藻岩浄水場維持管理業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	90,460,800	<p>本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「施設・設備の維持管理」及び「排水処理施設の運転等」を行うものである。浄水場には多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。このように設備・施設の維持管理は浄水処理の成否を決め、本市の水道事業における基幹的な業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>① 浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。</p> <p>② 常に技術向上及び事故防止に努め、緊急時に適切な対応を行える能力・知識を有していること。</p> <p>当該財団法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。また、平成元年度より本業務を受託しており、施設・設備の不備が運転管理ひいては浄水水質に与える影響を十分に認識できる能力を備えており、不測時の迅速な判断能力や事前予知のノウハウなど総合的な知識を十分に有した高い信頼性を有している。</p> <p>以上のことから、当該財団法人は本業務に必要な上記条件を全て満たしており、適切且つ確実に遂行できる団体は、当該財団法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	施設管理課
白川浄水場維持管理業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	152,824,320	<p>本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「施設・設備の維持管理」及び「排水処理施設の運転等」を行うものである。浄水場には多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。このように設備・施設の維持管理は浄水処理の成否を決め、本市の水道事業における基幹的な業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>① 浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。</p> <p>② 常に技術向上及び事故防止に努め、緊急時に適切な対応を行える能力・知識を有していること。</p> <p>当該財団法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。また、平成4年度より本業務を受託しており、施設・設備の不備が運転管理ひいては浄水水質に与える影響を十分に認識できる能力を備えており、不測時の迅速な判断能力や事前予知のノウハウなど総合的な知識を十分に有した高い信頼性を有している。</p> <p>以上のことから、本業務を適切且つ確実に遂行できる団体は、当該財団法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	施設管理課
水道水質監視・管理業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	94,569,120	<p>本業務は、浄水場が安定的に浄水処理を行い、清浄で安全な水が市民へ供給されていることを確認するため、水道水源の監視から浄水処理の各過程および給水栓の水質確認まで、一連の水質監視・管理を行う基幹的な業務である。</p> <p>この業務の遂行にあたっては、平常時のみならず事故時にも、本市と十分に連携して適切に対応するため、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>① 札幌市の水道水源である3河川はそれぞれ流域特性が異なるため、その特性を十分理解したうえで降雨状況などに応じて異常状態を察知し、状況把握しなければならず、それに必要な知識と経験に裏付けられた判断力を有していること。</p> <p>② 水道水源の異常時には、浄水場へ影響を予測して迅速に対応しなければならず、そのために必要な浄水処理に関する知識・経験を有し、局と連携した対応ができること。</p> <p>③ 浄水場の各処理過程の水及び市内各所の給配水の水質管理に関わる業務を遂行するにあたり、水質検査に関する技量のみならず、異常の判断と状況の的確な把握が求められており、その際に浄水場毎の特性を把握した上で対応する能力を有していること。</p> <p>また、当該財団法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的として昭和54年に設立された。設立から現在まで水源監視、浄水処理、水質管理について水道局が有する知識、技術、ノウハウ等を伝授、継承、蓄積がなされており、業務の信頼性が高く、上記の条件をすべて満たしている。</p> <p>以上のことから、本業務を適切かつ確実に遂行できる団体は、当該財団法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	施設管理課
管路維持管理業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	289,759,680	<p>本業務は、配水管路の機能保全や事故の未然防止のために管路の維持管理及び漏水調査を行うものである。</p> <p>(一財)札幌市水道サービス協会は、設立当初より、技術指導とノウハウ継承のため、水道局職員の派遣が行われてきた。このため、当該法人は浄水場から給水装置までの水道管路全般に関する専門的知識と管路・弁栓類の機能調査や補修などの知識と経験を基に、水道管路全般に関する維持管理業務を一体的に行うことができ、かつ、効率的で確実な業務の遂行が可能である。</p> <p>また、漏水調査では、業務の性質上、多くの個人情報を取り扱うことになるとともに、日常的に民地への立入調査を行っている。当該法人は、本市の出資団体として、着実に本業務における実績を積み重ねていることから、市民の認知度・信頼度ともに十分な実績を有している。</p> <p>さらに、当該法人は、平常時のみならず、非常時においても適格かつ迅速に本業務を遂行できる体制を有している。</p> <p>以上により、本業務を遂行できる能力を有するのは、当該法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課

給水装置工事検査業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	108,073,440	<p>一般財団法人札幌市水道サービス協会は、信頼できる水道事業の専門的協力機関として、札幌市が主体となって設立したものであり、業務の特殊性として、民間の指定事業者が施工した工事の検査を行うことから、中立性や公平性確保の観点での業務遂行が必要である。</p> <p>また、当該団体には、水道法及び本市の基準等に関する専門知識を有する職員及び国家資格である「給水装置工事主任技術者」の有資格者が多数在籍するとともに、これまで本市検査業務を直接経験し、給水装置の検査業務に精通している人材確保が可能な唯一の団体である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水装置課
地下埋設物・給水装置台帳情報提供管理業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	40,033,440	<p>本業務は、給配水管に関する情報図書や給水装置台帳の閲覧、提供のほか、給水装置工事の適切な施工管理に資する助言などを水道局に代わって行うものである。本業務の遂行にあたっては、水道全般にわたる専門的な知識を有し、工事等における事故・トラブル防止などの助言を、トータルで効果的かつ的確に遂行できることが求められる。現時点でこれらの条件を満たす団体は、左記団体だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課
道路占用許可申請等受付入力管理業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	30,443,040	<p>本業務は、民間・水道局発注の水道工事に関する道路占用許可申請の受付・入力業務である。年間5000件近くある本業務を適切かつ効率的に行うために、本業務の受託者に以下の条件を全て満たすことが求められる。</p> <p>① 水道工事事業者等からの申請内容に対して、適切な判断及び指導を中立的な立場で行えること。</p> <p>② 申請書に記載される工事条件(構造物の形状、工事方法など)が、実際の工事内容と合致し正確なものとなっているかなど、水道工事の専門知識を基に判断出来ること。</p> <p>③ 道路管理システムの特長な機能や操作を熟知し、効率的に作業を進めることができる知識と技術を有すること。</p> <p>左記団体は、本市水道事業の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理などを目的に設立された財団法人であり、水道技術管理者など多数の資格所有者が在籍しており、水道工事全般にわたる専門知識を有している。さらに、道路許可申請書のあり方や機器操作についても、必要な知識・ノウハウを有し効率的な作業を行う事が出来る。</p> <p>以上のことから、左記団体はこれらの条件を全て満たす唯一の団体である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課
小規模貯水槽水道衛生管理改善指導業務	平成28年3月25日	(一財)札幌市水道サービス協会	30,378,240	<p>本業務は、小規模貯水槽の設置者に対し施設の管理状況などに関する指導・助言を行う公共性の強い内容であり、簡易専用水道の検査等の技術力と水道全般にわたる専門的な知識を必要とされる。しかし、水道法及び給水条例では、点検調査に対する強制力を持たないことから、設置者等への受検意欲を促す折衝力、過去の業務実績による対応力並びに知名度による信頼性に加え、蓄積された対象施設の管理情報や指導経緯並びに受検協力施設の傾向等の情報を活用した折衝を継続することが不可欠である。</p> <p>当該法人は、国の登録を受けた簡易専用水道の検査機関として、これまでの検査実績や設置者等への指導・助言などの経験が豊富であり、かつ、適切な折衝を継続するためのデータベースを構築しているなど、本業務に必要なノウハウを全て兼備しており、さらに、国家資格である「給水装置工事主任技術者」の有資格者が多数在籍しているなど、上記の特殊性に対応でき、的確に遂行できるのは左記団体だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水装置課
配水センター計算機設備保守業務	平成28年3月18日	美和電気工業(株)札幌支店	4,968,000	<p>本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。</p> <p>当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門的知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ配水センタープロセスの制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。</p> <p>本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。</p> <p>当該システムは、横河電機株式がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である左記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。また、左記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常や故障にも対応可能である。したがって、本業務は、左記業者でなければ行うことができない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	配水センター
藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務	平成28年3月18日	美和電気工業(株)札幌支店	7,020,000	<p>本業務は、24時間連続運転している藻岩・西野・宮町浄水場の計算機システムの点検・整備を行うことで、その機能を維持し、システムの信頼性の確保を図る重要な業務である。</p> <p>当該システムは、横河電機株式がハード・ソフト共に制作し、総合代理店である左記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。また、左記業者は、システム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常や故障にも24時間対応可能である。従って、本業務は、左記業者でなければ行うことができない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	藻岩浄水場

白川浄水場計算機設備保守業務	平成28年3月18日	美和電気工業(株) 札幌支店	9,720,000	<p>本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。</p> <p>当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ白川浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。</p> <p>本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。</p> <p>当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に作製し、総代理店である左記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、左記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常にも対応可能である。</p> <p>したがって、本業務は、左記業者でなければ行うことができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場
定山溪浄水場計算機設備保守業務	平成28年3月18日	美和電気工業(株) 札幌支店	1,512,000	<p>本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。</p> <p>当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ定山溪浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。</p> <p>本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。</p> <p>当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に作製し、総代理店である左記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、左記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常にも対応可能である。</p> <p>したがって、本業務は、左記業者でなければ行うことができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場
給配水モニタ保守点検業務	平成28年3月18日	美和電気工業(株) 札幌支店	25,596,000	<p>本業務で保守点検を委託する給配水モニタは、市内給水栓及び配水池の濁度、色度、残留塩素及び電気伝導率等を24時間365日連続で測定している。この測定データは水質管理センターが保有する水質情報管理システムに送信しており、水道水の水質を常時把握するための重要な装置である。</p> <p>給配水モニタは、横河電機(株)独自の技術開発により制作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。この横河電機(株)のみが保有する技術及びデータを継承する唯一の保守代理店は、給配水モニタを納入、設置した美和電気工業(株)札幌支店のみである。</p> <p>本業務で求めている、給配水モニタの点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理においては、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定はできない。</p> <p>以上の理由から、これらの条件を満たす業者は他にはない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当)</p>	水質管理センター
水源水質計器保守点検業務	平成28年3月18日	美和電気工業(株) 札幌支店	6,048,000	<p>本業務で保守点検を委託する水質計器は、河川水の油分やアンモニウム濃度等を24時間365日連続で測定している。この測定結果から得られる情報は、浄水場における注入率の決定や水源水質異常の早期発見に活用されており、浄水場の適正で安定した運転に必要な不可欠である。</p> <p>これら水質計器は、横河電機(株)独自の技術開発により制作され、技術基準等は一般に公開されていない。</p> <p>この横河電機(株)が保有する技術及びデータを継承する保守代理店は、これら水質計器を納入、設置した美和電気工業(株)札幌支店のみである。</p> <p>本業務で求めている水質計器の点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理は、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定はできない。</p> <p>以上の理由により、本業務で求める条件を満たす業者は他には存在しない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	水質管理センター
藻岩浄水場自動扉保守点検業務	平成28年3月22日	フルテック(株) 札幌支店	1,188,000	<p>本業務の自動扉設備は、寺岡オートドア(株)製の設備を採用しており、当該業者は同メーカー唯一の保守点検業者である。</p> <p>保守点検はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が的確でない。また、本自動扉は来客の使用や休日の使用もあり、故障等には迅速な対応が求められる。</p> <p>したがって、これらの条件を満たすサポート体制が確立している左記業者以外に施行することは不可能である。</p> <p>なお、当該業者は、平成27年7月1日に社名を寺岡ファシリティーズ株式会社からフルテック株式会社に変更している。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	施設管理課
窓口オンラインシステム運用保守業務	平成28年3月28日	日本ユニシス(株) 北海道支店	14,230,080	<p>本システムは、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解と把握が不可欠である。当該業者は、ホスト機からサーバ機への移行を行った業者であり、サーバ機器運用にかかる基盤システムについては、著作権を有していること、豊富な運用実績を持っていることなどから、本システムの情報資産や動作環境に精通している。</p> <p>当該業者以外が業務を履行する場合、本システムの構成を解析し習得するには膨大な作業時間を要し、運用におけるリスクや経費の増大は明らかであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水装置課